

1 地上基幹放送の再放送の同意に関する紛争

1-6 平成26年7月23日申請（平成26年（争）第1号～第3号）（地上基幹放送の再放送の同意）

（1）経過

平成26年	
7月23日	A社等各社から、あっせんの申請（平成26年（争）第1号～第3号）。(⇒(2))
28日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
8月7日	あっせん委員（平沢委員、小塚特別委員、若林（和）特別委員）の指名。
22日	B社から答弁書の提出（⇒(3)）
9月8日	両当事者から意見の聴取。 平成26年（争）第1号～第3号を併合。
16日	あっせん委員から、A社等各社に対し、質問を送付。
22日	A社等各社から、あっせん委員からの質問（9月16日付け）に対する回答。
24日	あっせん委員から、B社に対し、質問を送付。
30日	B社から、あっせん委員からの質問（9月24日付け）に対する回答。
10月15日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示（⇒(4)）
17日	B社があっせん案を受諾。
21日	A社等各社があっせん案を受諾。

（2）申請における主な主張

A社等各社は、平成20年にB社と協議確認事項に同意し、平成26年7月24日を有効期間として、B社のデジタルテレビ放送の区域外再放送を行ってきた。

A社等各社は、協議確認事項の同意経緯、裁定後の状況の変化及び視聴者

保護等に鑑み、再放送の同意を求めざるを得ない状況にあるため、平成26年7月25日以降の再放送を希望する。なお、過去の視聴実績及び視聴者保護の立場を十分に考慮戴いた再放送に係る新たな提案がなされる場合には、一定期間後の終了も視野に入れた協議に真摯に応じたい。

(3) 答弁書における主な主張

協議確認事項を交わした後の状況の変化は、同意の申し込みを受容すべきほどのものではないと考える。ただし、視聴者保護の観点から一定期間の再放送には応じる用意がある(平成26年7月25日から起算して6ヶ月後に再放送の終了を希望。周知作業として1ヶ月程度の延長は認める。)

(4) あっせん案

- 1 B社は、視聴者保護に配慮した十分な周知等の期間を確保する観点から、A社等各社が甲地域においてB社の地上デジタル放送の区域外再放送を平成26年7月25日から平成28年3月31日まで実施することについて同意する。
- 2 A社等各社は、平成28年3月31日の期限には、上記1により行われる再放送を終了し、以降の同意を求めない。
- 3 A社等各社は、自社のホームページ等を用いて、本件あっせん成立後6ヶ月以内に、視聴者に対してB社の再放送を終了する旨の周知を開始するとともに、本件あっせん成立9ヶ月後に、視聴者への周知等の進捗状況を電気通信紛争処理委員会に報告する。
- 4 B社は、A社等各社から視聴者に対する周知等への協力を求められた場合及び視聴者から再放送の終了に関する問い合わせを直接受けた場合は、それぞれ誠実に対応する。
- 5 上記3による再放送の終了に向けた周知等が誠実に履行されていないことが明らかであると認められる場合には、B社は、上記1による再放送の同意を取消することができる。
ただし、再放送の同意を取消する場合、B社は、事前に電気通信紛争処理委員会に報告するものとする。